厚生労働省委託事業

# 技能実習制度適正化に向けた調査研究事業 報告書概要版

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社

令和６年3月

# 1．本調査の概要

## 調査目的

■ 外国人技能実習制度は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号、以降「技能実習法」という。）の施行から5年を経過し、同法附則の規定による見直しの検討の時期を迎えている。技能実習法施行後初の見直しであることから注目度も高く、施行状況を適切に把握することが必要となっている。

■ こうした状況を踏まえ、本調査事業は、主要な送出国における、技能実習生送出しや費用等に関する関係法令や規定、当該規定等の実効性を確保するための措置（行政機関による送出機関の認定、罰金等）、送出機関における人材募集、入国前講習、技能実習生からの費用徴収の実態、送出機関と監理団体・実習実施者間における費用支払いや転籍時等の対応、失踪等の技能実習生に係る実習上の課題等について把握することを目的として実施した。

## 調査対象国

■ 技能実習生が多い主要な送出国として、以下の 5 か国を対象とした。

**ベトナム**　**インドネシア**　**フィリピン**　**中国**　**カンボジア**

## 調査方法及び主な調査項目

■ 統計情報整理（主に人口動態、マクロ経済、労働市場、移住労働者送出し、日本語教育等に関する指標について）
■ 送出機関向けアンケート調査（技能実習の送出し人数、人材募集方法、日本語教育時間・内容、手数料等について、詳細は 5 頁参照）
■ 文献調査（主に各国の送出しに関する所管省庁、関連法令、規定等について）
■ 国内外の関係者向けヒアリング調査（調査機関概要、人材募集方法、入国前講習、送出しに係る費用、転籍や失踪等について、対象及び件数は以下の通り）

| | | | |
|---|---|---|---|
| **国内ヒアリング調査**<br>**（各国 3-4件程度）** | 1. 受入れ企業（実習実施者、受入れ機関）<br>2. 監理団体・登録支援機関<br>3. その他（有識者等） | **海外ヒアリング調査**<br>**（各国 10-15件程度）** | 1. 政府機関（海外移住労働担当等）<br>2. 送出機関業界団体<br>3. 送出機関<br>4. その他（職業訓練機関、日本語教育機関等） |

※ 国内外ヒアリング調査は対面またはオンラインで実施。ベトナム、インドネシア、カンボジアは現地訪問調査も実施。

# 2．調査対象国の特徴（統計情報整理、１／２）

- 1人当たり実質GDPは、調査対象国では中国が1.1万USドルで最も高いが、他方ベトナム、インドネシア、フィリピンは3,000USドル台で、日本（3.5万USドル）とは10倍程度の差がある。
- 移住労働者の目的国については、ベトナムでは日本が主要な目的国（50.0%）となっているが、インドネシア、フィリピンでは日本へ来る移住労働者は全体の５%未満にとどまる。

## 労働力送出しに関する関連統計

| 国 | 2021年１人当たり実質GDP（*1） | 2022年日本国内における（上）在留者数、（下）技能実習生数（*2） | 2021年海外現地日本語学習者数（15年比）（*3） | 海外に移動する移住労働者数 （フロー、単位：千人、割合（%））（*4） | | | | | | | 2021年海外送金額（受取）の対GDP比率（*5） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 時点、合計 | このうち、移動先となる国・地域上位5か国・地域、及び日本の人数・割合 | | | | | | |
| ベトナム | 3.409 USドル | （在）489,312人 | 169,582人（2.61倍） | 2023年 | 日本 | 台湾 | 韓国 | 中国 | ハンガリー | | 3.4% |
| | | （実）176,346人 | | 160.0 | 80.0（50.0%） | 58.6（36.6%） | 11.6（7.3%） | 1.8（1.1%） | 1.5（1.0%） | | |
| インドネシア | 3,893 USドル | （在）98,865人 | 711,732人（0.96倍） | 2022年 | 香港 | 台湾 | マレーシア | 韓国 | シンガポール | 日本 | 0.8% |
| | | （実）45,919人 | | 201.0 | 60.1（29.9%） | 53.5（26.6%） | 43.2（21.5%） | 11.6（5.8%） | 6.6（3.3%） | 5.8（2.9%）（*6） | |
| フィリピン | 3,328 USドル | （在）298,740人 | 44,457人（0.89倍） | 2019年 | サウジアラビア | UAE | シンガポール | 香港 | カタール | 日本 | 9.3% |
| | | （実）29,140人 | | 1649.0 | 412.5（25.0%） | 266.9（16.4%） | 163.5（9.9%） | 159.1（9.6%） | 121.8（7.4%） | 33.8（2.0%） | |
| 中国 | 11,082 USドル | （在）761,563人 | 1,057,318人（1.11倍） | 2019年 | マカオ | 香港 | 日本 | シンガポール | アルジェリア | | 0.1% |
| | | （実）28,802人 | | 487.5 | 66.8（13.7%） | 52.3（10.7%） | 41.3（8.5%） | 36.5（7.5%） | 18.3（3.8%） | | |
| カンボジア | 1,428 USドル | （在）19,604人 | 3,874人（0.97倍） | 2022年 | タイ | 韓国 | 日本 | シンガポール | マレーシア | | 9.4% |
| | | （実）11,434人 | | 33.7 | 18.4（54.6%） | 8.9（26.3%） | 6.4（18.9%） | 0.0（0.1%） | 0.0（0.0%） | | |

（出所等）（*1） 2021年時点、 United Nations「National Accounts Analysis of Main Aggregates」※2015年価格、（参考）日本：35,594USドル、（*2）在留外国人統計（2022年末時点）、 （*3） ）国際交流基金（2022）「2021年度海外日本語教育機関調査」、 （*4）ベトナムはDOLAB公式サイト内ニュースリリース「Cục Quản lý lao động ngoài nước tổ chức Hội nghị Tổng kết công tác năm 2023」、インドネシア・フィリピンは、ADBI・OECD・ILO（2023）「Labor Migration in Asia： Changing Profiles and Processes」、中国は商務部「中国対外労務合作発展報告2019-2020」、カンボジアはILOSTAT「Outflow of nationals for employment by sex and country of destination (thousands) - Annual」、フィリピンは予備データ、 なお「移住労働者」を定義しておらず、その定義は各国により異なる。 （*5） 2021年時点、The World Bank「World Development Indicators」、（*6）技能実習生を含んでいない。

# 2．調査対象国の特徴（統計情報整理、２／２）

- 外国政府認定送出機関の地域別分布状況をみると、大きく2つのパターンに分けられる。
- １つは「首都圏集中型」であり、ベトナム（ハノイ市73.6%）、フィリピン（マニラ首都圏94.0%）、カンボジア（プノンペン100.0%）となっている。もう１つは、「全国分散型」であり、インドネシアと中国が当てはまる。

## 外国政府認定送出機関の地域別分布状況

### ベトナム（n=424）

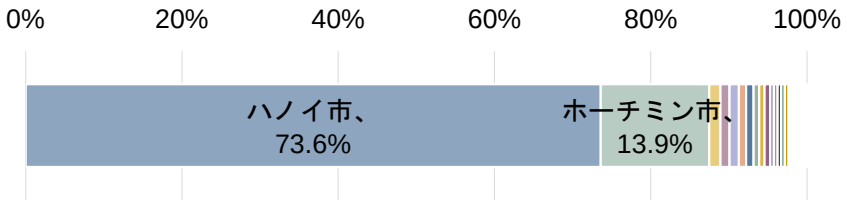


### インドネシア（n=369）

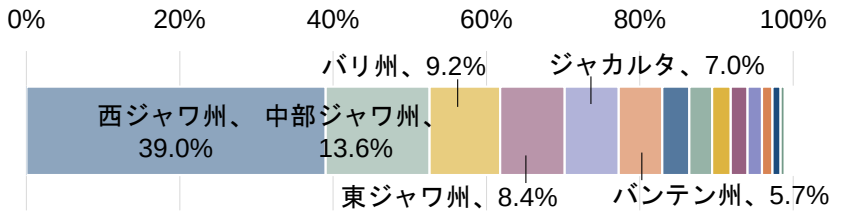


### フィリピン（n=252）

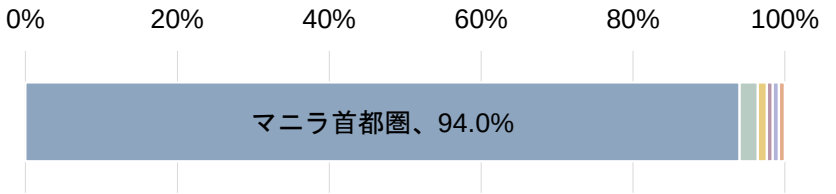


### 中国（n=180）

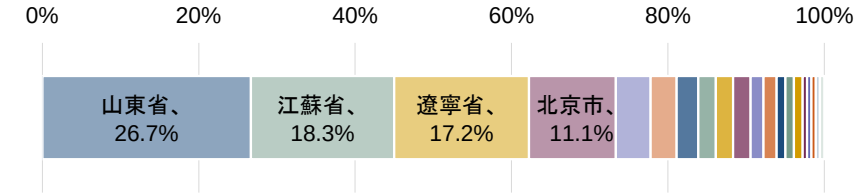


### カンボジア（n=101）

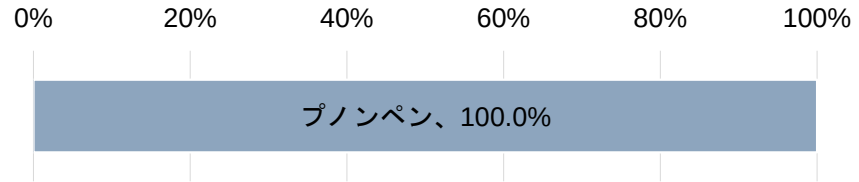


（出所）
中国以外：外国人技能実習機構「外国政府認定送出機関一覧」
中国　　：中国対外承包工程商会「「中日研修生协力机构成员企业名录」　をもとに作成
（注）
中国以外は2023年6月時点、中国は2019年3月時点の数字。
「外国政府認定送出機関一覧」における記載情報から所在地を判別できなかった一部の機関については、インターネット上での情報をもとに所在地を確認した。
中国は、中日研修生協力機構（現・中日人材協力機構）に参加する送出機関のみのデータ。技能実習生の送出しを行っている送出機関の中には中日研修生協力機構に参加していない機関もある。なお、技能実習生を含め、日本への送出しを行っている送出機関は498社（2019年）（中国対外労務合作発展報告2019-2020より）。

# 3．送出機関向けアンケート調査

## 実施概要

| | |
|---|---|
| **調査目的** | ■ 調査対象国現地の技能実習生送出機関の概要把握のため<br>※ 多くの回収数は見込めない中で、可能な限り多くの送出機関の情報を収集し、傾向の把握を主眼 |
| **調査方法・時期** | ■ webアンケート画面からの回答（現地窓口、日本窓口のメールアドレスへ回答用URLリンクを送付）<br>■ 2023年8月10日～24日 |
| **調査対象** | ■ 外国人技能実習機構HPで公表されている外国政府認定送出機関（2023年6月時点）<br>※ 二国間取決め（MOC）未締結の中国を除く4か国） |

### 対象数、回収数

| | 対象数（登録数） | 回収数 | （参考）回収率 ※登録数分母 |
|---|---|---|---|
| ベトナム | 424 | 40 | 9.4% |
| インドネシア | 369 | 113 | 30.6% |
| フィリピン | 252 | 19 | 7.5% |
| カンボジア | 101 | 14 | 13.9% |

## 結果概要 ＊あくまで参考値として傾向を把握

■ 日本語教育、職業訓練の実施時間は、全体では「960時間／6か月位～」（28.5%）、次いで「480時間／3か月位」（25.8%）が多い。

■ 技能実習生から送出機関への支払い額の平均は、全体では「200,001～300,000円」（30.1%）が多いが、国による違いが大きい。

### 日本語教育、職業訓練の実施時間

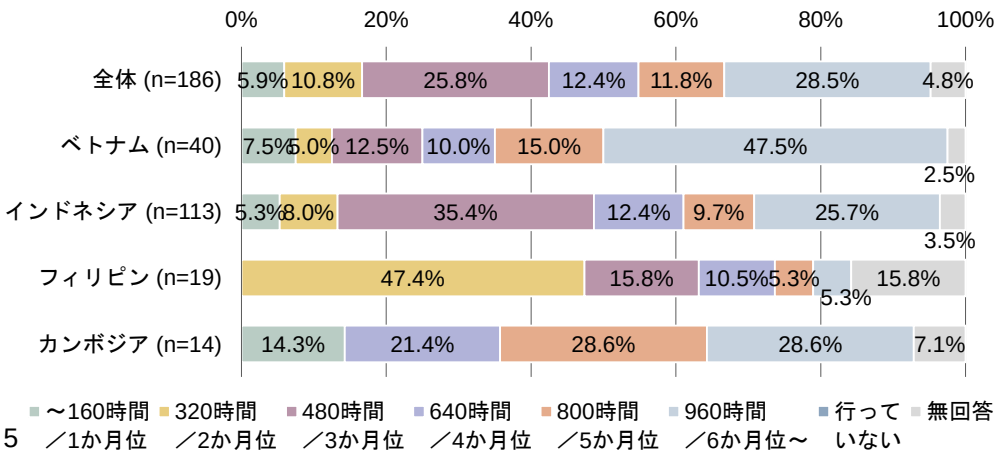


### 技能実習生から送出機関への支払い額の平均（総額、1人あたり）

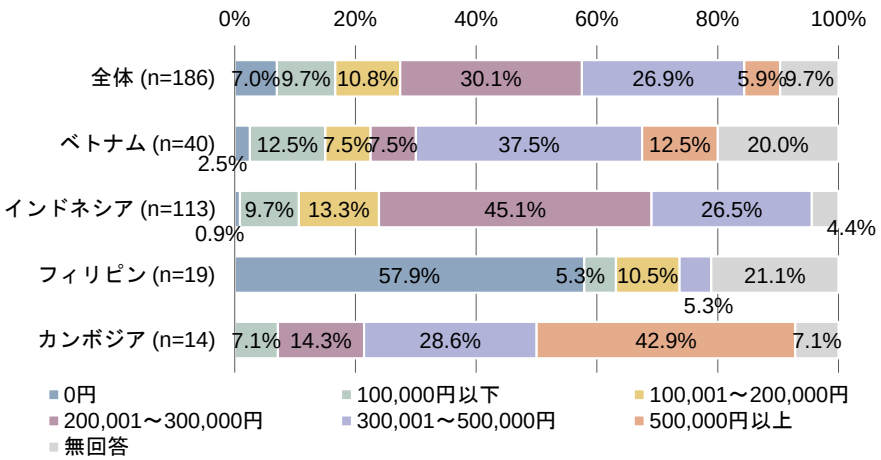

# 4．送出しに関する所管省庁、関係法令等

- 各国とも海外への労働力の送出しは、経済成長や国内の失業対策・貧困問題解決に向けた手段の一つとして位置づけられ、移住労働者送出しに関する法律、省庁等が設置されている。
- インドネシアを除く4か国は移住労働を所管する省庁が技能実習も扱うが、インドネシアのみ移住労働と技能実習を所管する省庁が異なる。

| 国 | 送出しに関する所管省庁、関係法令等 |
|---|---|
| ベトナム | ■ 移住労働の所管は、労働傷病兵社会省（MOLISA）と、その傘下である海外労働管理局（DOLAB）。<br>■ 「契約によるベトナム人労働者海外派遣法（2006年制定、2022年改正）」に基づき海外への送出しが行われ、送出機関の認可要件、費用上限等も規定されている。2022年改正で、認可された送出機関に繋ぐ仲介者への仲介手数料について、労働者からの収受を禁止することが明確に記載された。 |
| インドネシア | ■ 移住労働の所管は、政策の策定を労働省の人材配置及び雇用機会拡大総局が、実行を移住労働者保護庁（BP2MI）が担っている。移住労働に関する基本法として、2017年の移住労働者保護法がある。<br>■ 一方で、技能実習は移住労働者ではなく研修生扱いのため、上記の省庁、法律の対象外となっている。技能実習の所管は労働省の職業訓練・生産性向上総局、基本法は海外研修のライセンス及び手続に関する2003年法13号である。 |
| フィリピン | ■ 2022年に旧海外雇用庁（POEA）を中心に政府機関及びその業務を統合し、移住労働者省（DMW）が創設された。<br>■ DMWのほか、その傘下の海外労働者福祉庁（OWWA）や、目的国に設置される移住労働者事務所（MWO）が移住労働行政において中心的な役割を担っている。2023年にジャパン・デスクがDMW本省内及びMWO東京・大阪に設置された。<br>■ 1995年に成立した移住労働者法と2021年に成立した移住労働者省法が移住労働に関する主な法律である。 |
| 中国 | ■ 近年、中国における労働力送出しは、外貨獲得手段というよりも、国内の失業問題や農村の貧困問題の解決策として位置づく。<br>■ 労働力送出しの枠組みは「対外労務協力」と「対外請負工事」に大別され、いずれも国の商務部が所管しているが、日本への技能実習・特定技能の送出し（対外労務協力）は、送出機関の業界団体である対外承包工程商会に業務移管されている。<br>■ 対外労務協力における送出機関の規制や労働者の権益保護については、「対外労務合作管理条例（2012年）」で規定される。 |
| カンボジア | ■ 海外への労働力送出しは、持続可能な経済成長と効率的で生産的な人材開発を確保するための重要な戦略と位置づけられている。<br>■ 海外への労働力送出しに係る一連の政策並びに行動計画の策定・実施は労働職業訓練省（MoLVT）が所管する。<br>■ 「カンボジアの労働移動に関する政策2019-2023」では、労働移民ガバナンスの枠組みの強化、移民労働者の権利の保護と促進、社会・経済開発を最大化するための労働移民の活用に重点を置いている。 |

# 5．送出機関及び技能実習生から徴収する金額上限に関する規定

- 各国とも政府が送出機関の認可を行っており、国によって違いがあるが資本金や経営者の国籍要件等が課されている。
- 技能実習生本人の費用負担の規定について、徴収の原則禁止（フィリピン）や、上限額の設定（ベトナム・中国）、明文化された規定はないが業界ルールがある（インドネシア）、上限額の設定はないが手数料の費目等の政府報告が義務（カンボジア）など国により違いがある。

| 国 | 送出機関に関する規定（認可要件等）(*1) | 送出機関が技能実習生本人から徴収する金額上限に関する規定(*1) |
|---|---|---|
| ベトナム | ■ 送出機関は、50億ドン（約2,955万円）の資本を有し、代表がベトナム人で海外送出しの経験があること等が認可を得る要件となっている。 | ■ 金額上限は、雇用契約1年の場合賃金1か月分、3年の場合賃金3か月分に対して、受入れ国側（受入れ企業）が費用（管理費等）を支払う場合は、その金額を引いた額となる。 |
| インドネシア | ■ 移住労働の送出機関（P3MI）の要件は、①最低資本金50億ルピア、②政府系銀行に15億ルピア（約1,380万円）以上の保証金があることなどとなっている。<br>■ 技能実習の送出しは、移住労働の送出機関のライセンスとは別で、厳しい規定はなく、職業訓練校（LPK）であること、日本の監理団体と契約があることが主な要件となっている。 | ■ 技能実習の送出機関が本人から徴収してよい金額上限額に関する法律の規定はないが、労働省と業界団体等の合意で概ね3,400万ルピア程度（約312,800円）と認識されている。 |
| フィリピン | ■ 送出機関の認可は、「海外フィリピン人陸上労働者の採用と雇用に関する規則」において規定される。<br>■ 日本への技能実習・特定技能の送出しは、一般的な送出機関の認可に加えて、技能実習・特定技能の送出機関としての証明書の発行が必要となる。 | ■ 移住労働者本人が支払う費用項目は、「海外フィリピン人陸上労働者の採用と雇用に関する規則」で規定されており、それ以外の費用はいかなるものであっても本人に請求することは禁止されている。また、技能実習・特定技能については仲介あっせん料の徴収も禁止されている。 |
| 中国 | ■ 送出機関が海外への労働者送出しを行うには政府からの認可が必要であり、そのためには振込登録資本が600万元（約1億2,000万円）以上であることなどが要件となっている。 | ■ 送出機関が技能実習生本人に対して請求できるあっせん手数料の上限額は、国の通知において、海外の雇用主との契約で定めた基本給の契約期間分（3年契約なら3年分）の総額（個人所得税除く）の12.5%と定められている。 |
| カンボジア | ■ 海外へ労働者を送り出すことができるのは、労働職業訓練省の認定を受けた送出機関のみと定められている。<br>■ 送出機関の認定要件は、事業所、研修センター、語学教師、労働職業訓練省との間の契約、銀行への保証金の預託、受入国の常駐職員設置の6点に関するものである。 | ■ 送出機関が労働者本人から徴収することのできる費用には上限金額が定められていない一方、徴収する費目と金額の内訳は労働職業訓練省への報告が送出機関に義務付けられている。 |

（出所等）（*1）IMF「International Financial Statistics」をもとに、各国通貨の1USドルあたりの2023年平均為替レートを用いて日本円に換算した（日本：140.49円、ベトナム：23,775.57ドン、インドネシア：15,236.88ルピア、中国：7.08中国人民元）。

# 6．人材募集方法、人材の特徴、入国前講習

## 人材募集方法、人材の特徴（各国概ね共通）

- 主な方法として、1）求人サイトへの掲載、2）ジョブフェアへの参加、説明会やセミナーの開催、3）SNS、4）日本語教育機関、工業高校（製造業）、看護大学（介護）、水産高校（漁業）等と提携、5）技能実習生・元技能実習生の口コミや紹介、6）送出機関と繋がる仲介者からの紹介、などを組み合わせながら行っている。
- 人材属性は高卒者が中心だが、カンボジアでは中学校中退・小学校中退の者も含まれることが確認された。年齢は10-20代が中心だが、特に中国は30代以上が多く、ベトナムも平均年齢が上昇傾向にあることが確認された。

## 入国前講習（日本語教育等）の状況（確認された主なケース）

| 国 | 入国前講習期間 | 実施方法 | 目標とする日本語レベル | 日本語教育機関と送出機関の関係 |
|---|---|---|---|---|
| ベトナム | 4～8か月<br>介護は長い傾向（12か月等） | 全寮制が中心<br>一部通学・オンライン制 | N4～N5<br>介護はN3～N4 | 送出機関が日本語教育機関を保有／社員が日本語教育を実施 |
| インドネシア | 3～6か月<br>地方や漁業はやや長い傾向（6か月等） | 全寮制が中心 | N4～N5<br>介護はN3～N4 | 日本語教育機関と提携して募集／送出機関が日本語教育機関も運営／送出機関で日本語教育を実施等 |
| フィリピン | 3～4か月<br>介護は長い傾向（4～6か月） | 寮制と通学制の併用が中心<br>寮制を選択することが多い | N4～N5<br>介護はN4 | 送出機関が日本語教育機関（別法人）を併設／送出機関が外部の日本語教育機関と提携等 |
| 中国 | 3～4か月<br>介護は長い傾向（6か月等） | 全寮制が中心 | N4～N5<br>介護はN3 | 送出機関又は政府認可の研修施設で日本語教育を実施／職業学校（第二外国語が日本語）と提携等 |
| カンボジア | 5～6か月<br>ビザの申請から発給までの期間を講習に充てる | 全寮制が中心<br>一部寮制と通学制を併用 | N4～N5<br>実際は渡航時にN5レベルに達しないケースもある | 送出機関が日本語教育機関を併設／送出機関と日本語教育機関が提携し日本語教育機関から人材紹介 |

# （参考）人材募集における「仲介者」について

- 各国とも、人材募集において送出機関に人材を紹介する「仲介者」が関与しているケースが確認された。村長や役人等の地域の有力者、学校や日本語教育機関の教員、元技能実習生などが多い。一部では、仲介者の存在により手数料の高騰や、送出機関及び技能実習生本人から費用の二重取りなどの事例も確認されたが、高額な費用の要求はなく、送出機関から仲介者に対して御礼の品を渡す程度という例もあった。
- また、仲介者は、政府及び送出機関の業界団体から認定を受け、送出機関に雇用されて人材を紹介している国（カンボジア）もある。

| 国 | 送出機関に人材を繋げる「仲介者」について |
|---|---|
| ベトナム | ■ 送出機関の募集部署から独立した個人に加え、村長、役人、高校教師、日本語教育機関関係者、元技能実習生等が代表的である。<br>■ 情報を得にくい地方山間部を中心に、技能実習候補者から仲介料を徴収する悪質な仲介が存在する。送出機関と取引をする仲介者は、複数の機関と関係を持つため、国内での人材募集が困難になるほど仲介者が優位となり、手数料が高額化する。 |
| インドネシア | ■ 先行研究では、ライセンスを持つ送出機関が、多くは都市部に存在していることから、地方での募集については「チャロ」と呼ばれる仲介者がいることが指摘されている。チャロは移住労働の仲介に特化した人ではなく、地域にいる世話人であり、移住労働者に近しい家族親族の場合もある。<br>■ 技能実習の送出しについて、基本的には仲介者を使った募集は行われていないが、一部では、村長や地域内の有力者が仲介者となっており、送出機関及び技能実習生本人から費用を二重取りしている事例や、送出機関が仲介者から人材を紹介された際に金銭を要求された事例などが確認された。また送出機関としても、年1回程度、紹介に対する御礼の品を贈るという例もあった。 |
| フィリピン | ■ フィリピンにおける仲介者は、1）市街地から離れた地域から移住労働候補者を探して送出機関に紹介することで報酬をもらっており、移住労働希望者と仲介者は、多くの場合、同じ社会的ネットワークに属していること、2）通常送出機関と仲介者の間には正式な関係はなく、送出機関や移住労働者に対して説明責任を負わないこと等が先行研究で指摘されている。<br>■ ただし、本調査で調査をした送出機関（業界団体含む）は、仲介者が関与するのは主に香港や中東への家事労働者の送出しが中心であり、技能実習生の送出しに関与するケースはないという認識だった。なお、送出機関のなかには、「フィールドリクルーター」という呼称で、地方で人材募集業務を行う者を雇用しているケースはあった。 |
| 中国 | ■ 送出機関は、他の地域（省）の仲介者と提携して人材募集を行っていることが多い。仲介者は主に、送出機関ではない人材派遣会社（海外への送出しの認可は受けていないが、国内での人材紹介の認可を受けている会社）である。その他、他の送出機関や職業学校と連携している例も聞かれた。<br>■ 送出機関は、仲介者や他の送出機関と提携して人材を募集する場合、仲介者等に対し、技能実習生から徴収した費用の2割～5割を仲介手数料として支払っている。 |
| カンボジア | ■ 送出機関の業界団体であるACRAの研修を受け、ACRAと労働職業訓練省から認定を受けた仲介者（リクルーター）が、送出機関に雇用されて人材を紹介する（仲介者が人材を紹介できるのは、契約を結んだ送出機関1社のみ）。<br>■ 仲介者が紹介した人材が日本企業に採用された場合、送出機関から仲介者に成功報酬を支払う場合がある（実習生の支払う手数料には反映されない）。認定を受けていない人物が、血縁や地縁を通じて送出機関に人材を紹介し、謝礼を受け取る場合もある。 |

# 7．送出しに係る費用

■ 送出しに係る費用は国及び送出機関のザービス内容によって幅があるが、送出機関への支払総額はカンボジア、ベトナム、中国が高く、インドネシア、フィリピンが比較的低額であり、先行研究と同様の傾向が確認された。特にフィリピンは7頁記載の通り、技能実習生本人への費用徴収を禁止している規定に基づき、調査対象国の中では唯一、送出機関への費用支払は実習実施者が行っている。

**日本入国前後における費用(*1)（確認された主なケース：介護職以外の職種(*2)について）　※日本円換算(*3)**

| 国 | 日本入国前 | | | | | 日本入国後 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 送出機関への支払総額（主な負担者） | | | 参考：入管庁調査結果（*4） | | 送出機関への管理費 ※月額、1人当たり（主な負担者） |
| | | うち事前教育費 | うち あっせん手数料 | 送出機関への平均支払総額 | 借金をした割合 | |
| ベトナム | 26.6～59.4万円（*5）（技能実習生） | 5.0～31.0万円 | 10.0～30.9万円 ※介護で手数料無料とする事業者あり | 65.6万円 | 80.0% | 0.5～1.5万円（実習実施者） |
| インドネシア | 13.8～32.2万円（技能実習生） ※労働省の送出しは0円、漁業は40万円程度 | 3～14万円 | （内訳不明） | 23.1万円 | 45.9% | 2,780～7,000円（実習実施者） |
| フィリピン | 8.3～33.0万円（実習実施者） | 3.9～18.0万円 | 2.4～5.5万円 | 9.4万円 | 34.5% | 0.6～1.0万円（実習実施者） |
| 中国 | 46.1～64.5万円（技能実習生）（*6） | 5.9～13.9万円 | 35.7～48.3万円 | 57.8万円 | 13.4% | 0～2.0万円（実習実施者） |
| カンボジア | 67.5～90.0万円（技能実習生） | 7.5～34.5万円 | 18.0～48.1万円 | 57.1万円 | 83.5% | 0～1.5万円 0.5万円が最多（実習実施者） |

（出所等）（*1）本表は本事業で行ったヒアリング対象の送出機関等の結果を整理したものであり、サービス内容によっても金額が異なる点に留意する必要がある、（*2）介護職種の場合は、日本語や技能等、他職種と比べて高いレベルが求められることから総額も数万円～10万円程度高くなる傾向、（*3） IMF「International Financial Statistics」をもとに、各国通貨の1USドルあたりの2023年平均為替レートを用いて日本円に換算した（日本：140.49円、ベトナム：23,775.57ドン、インドネシア：15,236.88ルピア、フィリピン：55.63フィリピン・ペソ、中国：7.08中国人民元、カンボジア：4,111.09リエル）、（*4）出入国在留管理庁（2022）「技能実習生の支払い費用に関する実態調査の結果について」、（*5）本事業で行ったヒアリング調査において、送出機関全体での相場観を尋ねたところ、「5,000～7,000USドル（約70.2万円～98.3万円）」、「6,000～7,000USドル（約84.3万円～98.3万円）」、「4,000～8,000USドル（約56.2万円～112.4万円）」といった意見が聞かれた、（*6）事前教育を外部施設で実施する場合、事前教育費は送出機関ではなく外部施設に対し直接支払う。

# 8．転籍・失踪の状況、送出機関の認識・対策（入国前後のフォロー等）

- 転籍について件数は多くないが、本調査で確認できたケースとして、転籍が発生し、かつ監理団体も変更となった場合、一方的に送出機関の登録も変更され、元の送出機関に送出管理費が支払われなくなるという事例があった（ベトナム）。
- 失踪を防ぐため、各国の送出機関は日本入国前の事前教育や、入国後のフォロー等を行っている。一方、特にカンボジアは失踪率が高く、その要因として来日前の多額の借金がある、低賃金への不満がある、職場でのパワハラ、悪質な仲介者からの誘いなどが挙げられた。

| 国 | 転籍・失踪の状況、送出機関の認識・対策（*1） | 参考：2022年失踪率（*2） |
|---|---|---|
| ベトナム | ■ やむを得ない事情で実習継続が困難となり転籍が発生し、かつ監理団体も変更となった場合、一方的に送出機関の登録も変更され、元の送出機関に送出管理費が支払われなくなるというケースが確認された。<br>■ 出国前にしっかりと日本語を学習してもらうことが失踪の防止につながるという声が聞かれた。また、失踪防止策として、入国前講習に進路指導やキャリア教育を組み込んでいる送出機関が確認された。 | 2.4% |
| インドネシア | ■ 実習実施者側の都合で転籍が発生した場合に、技能実習生が仕事をしていない空白期間の生活費の一部を送出機関が支払う例が確認された。<br>■ 送出費用があまり高くないこと、労働省及び大手の送出機関が送り出す人数が多いことから、失踪はあまり多くない。失踪を防ぐための工夫として、企業と技能実習生のマッチング段階から丁寧に説明していたり、仲介者を利用しないよう入国前や入国後に本人、家族に説明している送出機関があった。 | 0.6% |
| フィリピン | ■ 技能実習生の転籍に対応した送出機関では、転籍前後で同一の監理団体である場合は、管理費は同一料金を徴収する一方、初めて取引を行う監理団体・実習実施者の場合は、当該監理団体・実習実施者がそれまで利用していた送出機関の金額と比較して管理費を調整する（従来の送出機関の管理費に合わせる）事例が確認された。<br>■ 送出し後のフォローとして、SNSや日本訪問時の技能実習生とのコミュニケーション、監理団体を通じた受入れ企業とのやり取りを行っている送出機関が多かった。 | 0.2% |
| 中国 | ■ 労働条件等について技能実習生の来日前の認識と齟齬があると、トラブルや転籍、失踪等につながりやすいため、送出機関や実習実施者において、技能実習生に対し事前に労働条件等を丁寧に説明しているケースが確認された。<br>■ 送出しをする前に、送出機関が実習実施者の労働環境等を実地確認しているケースもあった。 | 1.8% |
| カンボジア | ■ 失踪にいたる原因として、来日前に多額の借金を抱えていること、賃金の低さに不満があること、職場でのパワーハラスメントが挙げられた。また失踪を後押しする誘因として、悪質な仲介者から好条件の仕事の誘いがあること、失踪した場合の厳しい取締りや罰則が日本側にないと認識されていることが挙げられた。<br>■ 失踪対策として、入国前講習で家族も含めて失踪のデメリットを伝えること、相談先として送出機関や大使館があると伝えること、入国後はSNSでこまめに連絡をとることが挙げられた。 | 5.6% |

（出所等）（*1）本表は本事業で行ったヒアリング対象の送出機関等から聞かれた転籍、失踪に関する事例を整理したものであり、一般的な事例とは限らない （*2）出入国在留管理庁「技能実習生の失踪者数の推移（平成25年～令和４年」、出入国在留管理庁「在留外国人統計」（2022年12月末時点）、出入国在留管理庁「出入国管理統計」（年次）をもとに作成、「在留技能実習生の失踪者数／在留技能実習生数（前年末時点）＋新規入国技能実習生数」で、各国の技能実習生の失踪率を算出。なお、算出方法は出入国在留管理庁（2019）「技能実習制度における失踪問題への対応について」と同一とした。

# （参考）調査結果等と失踪状況の関係

■ 前頁までの調査結果等と失踪状況を整理すると、失踪率が最も高いカンボジアが、経済水準は最も低い一方で、技能実習生本人の送出機関への支払額が最も高額かつ借金をしている割合が高くなっている。一方、失踪率が最も低いフィリピンは、政府規定により技能実習生本人からのあっせん費用の徴収が禁止されていることにより、技能実習生本人の送出機関への支払額は最も低く抑えられている。

| 国 | 経済水準 | 政府規定 | アンケート調査結果 | ヒアリング調査結果 | 参考：入管庁調査 | 失踪状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1人当たり実質GDP(*1) | 送出機関が技能実習生本人から徴収する金額上限に関する規定 | 技能実習生から送出機関への支払い額のうち最多の割合の額 | 送出機関への支払総額（主な負担者）(*2,*3) | 借金をして来日した技能実習生の割合(*4) | 失踪率(*5) |
| ベトナム | 3.409 USドル | あり（雇用契約期間及び月額管理費に応じて設定） | 30～50万円（37.5%） | 26.6～59.4万円（技能実習生） | 80.0% | 2.4% |
| インドネシア | 3,893 USドル | なし（明文化された規定はないが業界ルールあり） | 20～30万円（45.1%） | 13.8～32.2万円（技能実習生）※労働省の送出しは0円、漁業は40万円程 | 45.9% | 0.6% |
| フィリピン | 3,328 USドル | あり（あっせん費用の徴収禁止） | 0円（57.9%） | 8.3～33.0万円（実習実施者） | 34.5% | 0.2% |
| 中国 | 11,082 USドル | あり（契約で定めた基本給の契約期間分（3年契約なら3年分）の総額の12.5%） | ― | 46.1～64.5万円（技能実習生）(*6) | 13.4% | 1.8% |
| カンボジア | 1,428 USドル | なし（ただし徴収費目と金額内訳の政府報告が義務） | 50万円以上（42.9%） | 67.5～90.0万円（技能実習生） | 83.5% | 5.6% |

（出所等）（*1）2021年時点、United Nations「National Accounts Analysis of Main Aggregates」※2015年価格、（*2）本表は本事業で行ったヒアリング対象の送出機関等の結果を整理したものであり、サービス内容によっても金額が異なる点に留意する必要がある、（*3）IMF「International Financial Statistics」をもとに、各国通貨の1USドルあたりの2023年平均為替レートを用いて日本円に換算した（日本：140.49円、ベトナム：23,775.57ドン、インドネシア：15,236.88ルピア、フィリピン：55.63フィリピン・ペソ、中国：7.08中国人民元、カンボジア：4,111.09リエル）、（*4）出入国在留管理庁（2022）「技能実習生の支払い費用に関する実態調査の結果について」、（*5）出入国在留管理庁「技能実習生の失踪者数の推移（平成25年～令和４年」、出入国在留管理庁「在留外国人統計」（2022年12月末時点）、出入国在留管理庁「出入国管理統計」（年次）をもとに作成、「在留技能実習生の失踪者数／在留技能実習生数（前年末時点）＋新規入国技能実習生数」で、各国の技能実習生の失踪率を算出 、（*6）事前教育を外部施設で実施する場合、事前教育費は送出機関ではなく外部施設に対し直接支払う。

# 9．今後の送出しに関する展望

- 各国とも今後も日本への技能実習生送出しの希望は概ねみられたが、入国に当たり一定期間の日本語学習が必要になること、円安のため給料が目減りしていることや給与水準の魅力の低下等が課題として挙げられた。
- また、ベトナムにおける日本からの求人数が減少する傾向がみられるのに合わせて、日本の監理団体がベトナムからインドネシアに取引先を切り替える動きや、中国やベトナムの送出機関がインドネシアの送出機関に求人や監理団体の紹介（営業）を行う事例が確認された。
- 受入れ競合国として、韓国、台湾、欧州（ドイツ等）、オーストラリアなどが挙げられた。

| 国 | 今後の送出しに関する展望 |
|---|---|
| ベトナム | ■ 送出機関では、日本への送出しの希望はあるものの、人材募集の難しさ等を背景に、日本からの求人の減少傾向が窺われた。<br>■ 日本以外で送出し人数の多い台湾・韓国は、目的国として根強い人気があるものの、今後送出し人数が大幅に増えることは考えにくい。近年は東欧諸国、ドイツ、オーストラリア等の人気が高まっているが、送出し規模としては小さく、日本への送出しの代わりとなる可能性は、当面の間はないと考えられる。 |
| インドネシア | ■ 最近、取引先の国をベトナムからインドネシアに切り替える監理団体が多く、新規の監理団体との取引が増えている声が複数の送出機関から聞かれた。また、中国やベトナムの送出機関がインドネシアの送出機関に、「当社に来ている求人や監理団体を紹介する（その分の紹介料をほしい）」という営業（直接訪問、E-mail等）が来ている実態が確認された。<br>■ 韓国、台湾、欧州、オーストラリアなどが競合となっている。日本よりも給料が高いことから人気となっている。 |
| フィリピン | ■ 目的国としての日本は今後も人気が高い。特に、技能だけでなく規律や作業に対する姿勢も学ぶことができるという点で評価が高い。一方、フィリピン国内と比べれば給与水準は高いものの、もはや日本は給与所得的に魅力的な国ではなく、あえて日本を選ぶ人は減っていくのではないかという指摘もあった。<br>■ フィリピン人は英語が堪能なこともあり、欧米、中東、台湾、韓国など幅広い送出し先がある。日本は距離や文化面で近いことや、ある程度の給与水準というメリットがある一方で、日本語学習が必要であることがネックになっている。 |
| 中国 | ■ 山東省など沿岸部では賃金水準が上昇しており、日本よりも、中国国内の条件の良い職場や、給与の高い他の国で働くことを選ぶ労働者が増えてきている。このような中、中国政府や送出機関は近年、中部・西部からの労働者送出しに着目しており、技能実習制度も主要な送出しルートの一つと位置づけられている。<br>■ 技能実習で日本へ行くことを検討する層にとっては、日本以外の選択肢として、欧州（ドイツなど）、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、韓国、イスラエルなどがある。最終的にニュージーランドなどのビザ要件の厳しい国で働くため、日本における技能実習経験をステップストーンとして活用している人も多い。 |
| カンボジア | ■ 円安の影響で給料が目減りしているため、目的国としての日本の人気が低下している。また、他国と比較して就労前の言語学習期間が長いため日本行きを避ける場合がある。政府は海外への労働力送出しに積極的で、特に技能実習制度で獲得した技能を母国で生かすことが期待されている。<br>■ 他の目的国は、タイ、韓国、オーストラリアの人気がある。特に韓国を目指す層は学歴が比較的高く、韓国で働くための試験に落ちた人や、韓国での就労期間を満了した人が次点として日本を選ぶ例が多い。 |